遺跡の「資料化」と「遺産化」

Making of Archaeological Resources and Making of Cultural Heritage: Archaeological Sites and Public Archaeology

魚津　知克（大手前大学史学研究所）
UOZU, Tomokatsu（Research Institute of History, Otemae University）

1．はじめに

今回の研究集会で示された、遺跡と遺産という２つの用語を、どのように捉えることができるであろうか？

筆者は、遺跡や遺産に対して、何らかの研究を志す[1)]ならば、遺跡と遺産とを区分しないまま同列に論じるのは、大きな誤解を招くと思う。なぜならば、これから記すように、遺跡や遺産の分析の周囲には「資料化」と「遺産化」ということができるような、社会的役割を持つ一連の過程を見出せると考えるからである。われわれがその過程を十分にふまえ、それらが円環的に作用しているとみなすことこそが、遺跡と遺産に対し、各々の立場、特に専門／一般という立場を十分に発揮しながら、研究や実践の行為を豊かに進めることにつながるのではなかろうか。

このような考えに至ったのは、国内外の事例をもとに、博物館資料論について考える機会と、過去の災害（およびつい最近起きた災害）や復興を示す資料を防災遺産として捉えようとする機会とを得たためである。前者では、博物館資料と文化遺産とは同じなのか、違うのか、どうしてそうなのか、どこまでそうなのか、だれが決めるのか、結果としてどうなるのか、頭を悩ませた。後者では、防災遺産は何を含むのか、災害資料という言葉ではいけないのか、どうしてそうなのか…を、はっきりさせる必要があった[2)]。

本稿では、日本社会の現状を鑑み、公共性かつ公益性を持つものがパブリックとして作用していると理解したうえで、現時点の考えについて示していきたい。

2．「資料化」と「遺産化」の過程

まず、「資料化」と「遺産化」の過程について、特に公共・公益とのつながりを重視しながら、考えていきたい。

（1）「資料化」の過程

「資料化」という言葉は、考古学や博物館学では身近な言葉である。考古学の場合、分布調査や発掘調査をおこない、実測や写真撮影といった手法で遺跡を「資料化」し、調査報告書を公刊する。博物館学でも、調査研究による「資料化」は重要な柱であり、博物館資料論が成立する余地はそこにある。

考古学や博物館学の研究者（以下、研究者とする）にとっては、正しく「資料化」できるのは、専門的訓練を受けた自分たちだけであり、だからこそ、自らの問題意識や調査技術を不断の努力で研ぎ澄ませるのだという意識が強い。しかしだからといって、「資料化」の行為そのものから一般市民を締め出すことはできない。「現説公開サイト」（http://gensetsu.com）のように、現地説明会で一般公開された範囲とはいえ、第三者の評価基準に耐えうる高度な資料化[3)]を達成している実例もある。研究者は、「資料化」を特殊な行為であると考えがちであるが、多くの国では一般市民を含むすべての人に開かれている行為である。

また、遺跡の「資料化」の結果として公刊される発掘調査報告書は、現代の日本社会では単なる学術資料ではなく、公共性・公益性を強く帯びている。全国遺跡資料リポジトリ（http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/）は、灰色文献[4)]として位置付けられた発掘調査報告書問題の解決という図書館側の意図[5)]で開始された事業であるが、事業開始から５年が経過した現在では、「貴重な文化遺産の記録を後世に残すという報告書の公的な性格を考えあわせると、より多くの人が気軽に利用できる環境を整備することが重要です。[6)]」というように公共性・公益性を前面に出した事業説明へと展開している。

以上をまとめてみよう。遺跡の「資料化」は、遺跡に関心のあるすべての人が程度の差こそあれ何らかの論理に基づいておこなう過程である。研究者がおこなう「資料化」は、自らの専門領域において共有された規範と整合した論理を用いている。多くの場合、その規範は単に共有されているだけではなく、研究者の相互批判にさらされるので、上述のように問題意識や調査技術が研ぎ澄まされている。ゆえに、社会において専門家としての一定の理解を得ることができる。ただし、現代の民主主義国家では、その理解といわば引き換えの形で、「資料化」成果の公共性・公益性が強く要請されているのが、一般

的な姿である。

（2）「遺産化」の過程

「資料化」に対して、「遺産化」という言葉は定着していない。しかし、遺跡発掘の過程を考えればわかるように、地下に埋もれた状態を遺産として捉えるのは、想像の範囲にとどまると言わざるを得ない。発掘によって顕わにし、「資料化」の過程を経たのちに、遺産として認識される可能性が生まれると考えるのが素直であろう。では実際に、社会の中で誰が遺産にするのであろうか。継承したいという個人もしくは組織で、現代社会における文化遺産は、後者の比重が圧倒的に高い。

これは、災害に関連する資料を例にとれば理解しやすい。いままさに震災遺構がその議論の渦中にあるように、災害を示す痕跡や災害の記憶は、その災害が甚大なものであったという判断すなわち災害の「資料化」を経たうえで、被災地における組織的決断すなわち災害の「遺産化」がなければ、社会の中で継承することはできない。津波到来地を示す石碑の設置、そしてその後の管理に代表されるように、遺産として未来に継承してほしい、遺産として過去から継承したいという意図が存在し、それが地域社会の中で組織的に決断されているのである。

いうまでもなく、組織的決断は、きわめて政治的な行為である。その組織における同一性（アイデンティティ）の確認が必然的に伴うからだ。「古代のＸ町」という、論理的には倒錯している言説を、意識的にせよ無意識的にせよ使用する行為の背後には、「現代のＸ町」の同一性を確認したいという組織的決断が色濃く存在する。「古墳時代の関東」「弥生時代の日本」というように、現代に生きるわれわれは、さまざまな組織への帰属意識の持ち方に応じて、「遺産化」の及ぶ範囲を容易に変化させている。「遺産化」を保証する政治的背景も、地域の独自性、民族の起源というように対応しながら変化する。

現代の民主主義国家においては、この組織的決断を保証する政治的背景に、できるだけ公共性・公益性をもたせようとする。厄介なのは、前節の「資料化」の過程では専門家としての立場を一定程度確保できた研究者が、「遺産化」の過程では主権者（しかし政治の専門家ではない！）としての市民という側面を有しているという点である。「遺産化」の過程においては、「資料化」において研究者と一般とを区別したほど強い区分論理は存在しないのである。公共性・公益性を担保した「遺産化」を政策として立案できるのは、あくまで政治の専門家であり、学術の専門家ではない。情報化が進んだ現代の民主主義国家では、誰でも市民として「遺産化」の過程に主体的に発言できるだけに、この点が意外と忘れ去られているように思える。

ここで、２つの立場を取ることができるだろう[7]。１つめは、すくなくとも「遺産化」という限定的な分野であれば、研究者は「資料化」と同様に一定の領域を自動的に確保できるとする立場である。もう１つは、「遺産化」において研究者と一般との本質的な区分はなく、もし「遺産化」の過程に一定の領域を確保したいのならば「資料化」とは異なる性質の問題意識や調査分析技術を磨くべきだという立場である。

筆者は後者の立場をとる。そして、ここにこそパブリック考古学が分野として成立する必然性がある[8]と考える。ただ、そうであっても、「遺産化」された遺跡の中に、研究者は一定の権利を留保していることを認めるべきだと考える。すなわち、「再資料化」の権利である。

３．「再資料化」と「再遺産化」

（1）「再資料化」

遺跡は、「遺産化」しても研究資料でありつづける。なぜならば、遺跡は必ず「資料化」の過程を経ているからである。「資料化」した際の調査分析が正しかったのか、新たな視点から新たな情報を引き出せないのかが問われるし、多くの研究者はその問いによる再検討すなわち「再資料化」を遂行し、大きな成果を挙げた経験を持つ。もし、研究者による「再資料化」をいっさい認めないならば、研究成果は格段に乏しくなるだろう。

研究者も社会の一員である。「再資料化」の権利を問うことは、「遺産化」した遺跡の公共性・公益性を問うことでもある。そしてこれは、「遺産はだれのものか」という議論にもつながる。

なお、厳密には「再資料化」の権利を有するのは研究者だけではない。「資料化」の局面と同様、一般も含むすべての人が可能である。ただし、大多数の場合において「資料化」を繰り返す意志を持つ者は研究者に限られるのも現実である。議論をわかりやすくするために、研究者からの視点を代表させたが、「再資料化」の権利を強調することは、実は公共性・公益性の根幹に触れることでもある点に注意されたい。

（2）「再遺産化」

一方で、「再遺産化」の可能性も同時に存在している。組織的決断をおこなう単位や、拠り所となる政治的背景は変動する。人・もの・情報の移動が容易になればなるほど、最初の「遺産化」に関与しなかった人々が遺跡の存在に気付き、最初の「遺産化」に関与した人々と

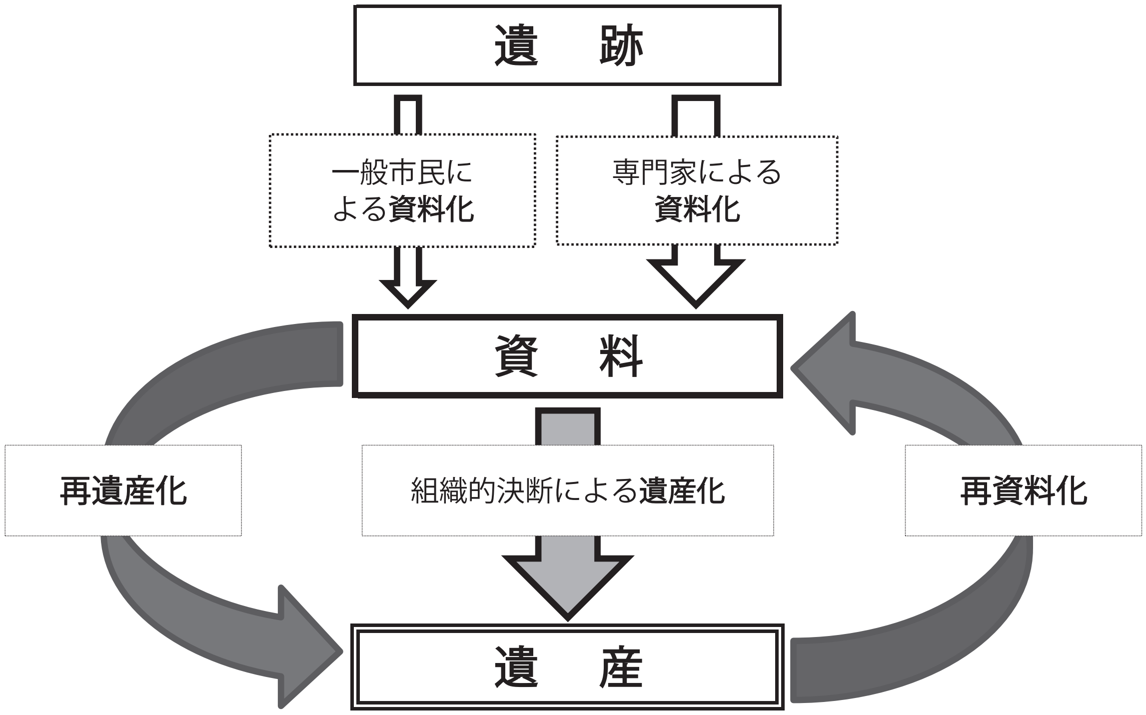

図－1．遺跡の位置づけの推移

は異なった評価―それこそ「再資料化」であるが―をおこない、自らの属する社会の中にその遺跡を位置付ける「再遺産化」をおこなう確率が飛躍的に高まる。

世界遺産のテレビ番組を家族と視聴しているとき、博物館で「インカ帝国」特別展を友達と観覧しているとき、旅行ガイドブック「アンコール・ワットとカンボジア」を書店のレジで店員に差し出しているとき、現代社会のわれわれは知らず知らずのうちに「再遺産化」の主体者となっているのである。

これまでに示した、「資料化」と「遺産化」によって遺跡の位置づけが円環的に推移している状況を模式図化したのが、図－1である。

4．おわりに

以上、「資料化」と「遺産化」という概念を用いることで、遺跡の位置づけの推移と、それぞれの過程や局面に内在している問題点とを、粗い論理展開によりつつも、ある程度までに明確化できたのではないかと考える。この過程では近年相次いで出された論点[9)]にも注意したつもりであるが、筆者の能力不足ゆえ十分な言及を行うことができなかった。今後、国内外の事例をさらに検討しながら、議論を深めていきたい。

【註及び文献】

1）後述のように、専門の研究者以外も含む行為であるので、「遺跡と遺産という2つの言葉の少なくともどちらか1つが指し示そうとするもの（もしくはこと）、あるいは、少なくともどちらか1つがこの世界で機能している状態に、認識や関心を抱く」というほうがより正確であろう。

2）関連する多くの論考をお寄せ頂いており、これらを編集した書籍『防災遺産学』を岩田書院から刊行する予定である。

3）国立国会図書館によって、登録基準を満たしていると判断（http://dnavi.da.ndl.go.jp/bnnv/servlet/bnnv_user_intro.html）された情報資源である。大学や独立行政法人、地方自治体の研究機関が作成した他の25件（2013年10月12日閲覧）の考古学関連データベースとともに、「202歴史補助学」に分類されている。

4）島根大学図書館による「灰色文献グリーン化大作戦！」（http://sir.lib.shimane-u.ac.jp/metadb/up/70262576/1308558686.pdf）。なお、発掘報告を「灰色文献」（Grey Literature）とみなすのは、欧米では未公刊の場合に限られるようで、英国ではオンライン上の「未公刊灰色文献図書館」も存在する。（http://archaeologydataservice.ac.uk/archives/view/greylit/）。公刊された報告書を「灰色文献」と位置付けるのは、日本特有の現象のようである。

5）「各図書館や資料館等でも整理作業の負荷や増加し続ける収納スペースに苦慮している。」の記述が、ウェブ公開されている最初の委託事業紹介文に存在する。
（http://www.nii.ac.jp/irp/rfp/2010/partners.html#2-4）

6）全国遺跡資料リポジトリ事務局2013『遺跡資料リポジトリを使って、発掘調査報告書を公開しませんか？』小冊子（http://rarcom.lib.shimane-u.ac.jp/general/doc/brochure201303.pdf）。「考古学資料」もしくは「埋蔵文化財」ではなく「文化遺産」という言葉が前面に出されているのも大変興味深い。

7）まったくかけ離れた複数の専門領域の学識を一個人の研究者が達成している場合もあるから、「学術の専門家でもあり政治の専門家でもある個人はありえない」と述べるつもりはない。一般的次元において組織的決断に臨むときにどういった立場があるかを論じるものである。それは考古学とパブリック・アーケオロジーという近接した学問領域についての場合よりもはるかに難しいのではないだろうか。

8）考古学者とパブリック・アーケオロジー研究者との違いは、次章の議論も踏まえるならば、素材（資料）の特性を熟知している「杣工」と建物（遺産）の構造に詳しい「大工」との違いに例えることができるのではなかろうか。「杣工」の知識がなければ、長く住み続けられる建物の材料を揃えることはできない。一方で、土台の状況や施工主の希望を十分に把握する「大工」の知識がなければ、何世代も使える建物の完成はおぼつかない。何十年もすれば、建物の解体修理も必要になってくる。その際、各所で使われた素材がどのような特性を発揮しているのか、「杣工」の立場からの再検討（再資料化）をもし排除するならば、解体修理の結果は自ずと知れるだろう。もちろん、いったんばらばらにした部材を「大工」が再び組み立てなければ解体修理は完成しない。その過程では、社会の変化に対応した形の新様式の導入（再遺産化）があるかもしれない。

9）岡村勝行2013「『遺跡学』再考」遺跡学研究』第10号 pp.174-177、松田陽2013「パブリック・アーケオロジ－の観点から見た考古学、文化財、文化遺産」『考古学研究』第60巻第２号 pp.19-33、松田陽・岡村勝行2012『入門パブリック・アーケオロジ－』同成社、山泰幸2009「遺跡化の論理」『文化遺産と現代』同成社 pp77-107、山泰幸2013「『遺跡社会学』の可能性」『遺跡学研究』第10号 pp.126-133

※本稿は科学研究費補助金（基盤C）「南アジアにおける歴史的遺産・景観文化に関する学際的研究」（課題番号24617010　研究代表者福井亘）の成果の一部である。本稿の内容を考える機会を与えていただいた、金田明大、高橋照彦、平澤毅、福井亘、福永伸哉、松田陽、松下正和の諸氏をはじめとする多くの方々に深く御礼申し上げます。

Abstract: This paper aims to discuss the processes of “making archaeological resources” and “making cultural heritage.” Considering the importance of archaeology’s relationship with the public, these processes are currently indispensable if we are to argue the significance of archaeological data from a public archaeological viewpoint. Making archaeological resources and making cultural heritage involve sequences of recognition that exist in the connection between archaeological sites or cultural heritage and society. Public archaeological research needs to investigate these processes thoroughly and extract their reflexivity, including how archaeological resources and cultural heritage are “remade.” This perspective leads to advanced research theory and comprehensive practice on these subjects of public archaeology in modern society. Through these processes, the standpoints of academic experts and general citizens can be clear.